平成２３年（フ）第５９号
岡山県美作市東青野688番地
債務者　聲元　壯司
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６２号
岡山県津山市西今町75番地５
債務者　小川　誠二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後２時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５５６号
東京都町田市小川２丁目25番地５クリスタルハイツ202
債務者　櫻田　理奈
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
岡山県津山市下高倉西2310番地11
債務者　中西　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午前11時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６６号
岡山県津山市川崎1285番地
債務者　西村　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午前11時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５７０号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11―206
債務者　遠藤　浩子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９７０号
東京都江戸川区江戸川２丁目15―１―901
債務者　七海千恵子（旧姓三橋・阿部）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２６０号
東京都杉並区成田西３丁目20―43―305
債務者　浦　　祥子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９６号
東京都江東区亀戸４丁目18―11―301
債務者　永島　芳秋
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３３号
東京都足立区千住東２丁目２―11
債務者　石川　規子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４５号
鹿児島県南九州市川辺町平山3212
破産者　株式会社上之園建設
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２０２号
茨城県石岡市国府４丁目４番17号
破産者　中嶋建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
埼玉県川口市上青木１丁目１番１号
破産者　増田石油株式会社
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８７号
名古屋市西区あし原町65番地
破産者　有限会社サンテクニカル
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９号
名古屋市南区堤町１丁目10番地
破産者　有限会社サンキャリー
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６号
名古屋市中区大須３丁目15番10号
破産者　株式会社シェルブレイン
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1625番地７
破産者　コオエイ商事有限会社
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第９７号
静岡市清水区高橋６丁目１番１号
破産者　清水冷凍輸送株式会社
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
名古屋市昭和区川名本町６丁目25番地の３
破産者　有限会社ａ　ｆｅｗ
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部